

コープ卓会議「企業の行動指針」 抜粋

第3章 ステークホルダーに関する原則

(2) 従業員

私たちは、従業員一人ひとりの尊厳と、従業員の利害を真剣に考慮することの重要性を確信する。そのために、私たちは以下の責任を有する。

- 仕事と報酬を提供し、働く人々の生活条件の改善に資する。
- 一人ひとりの従業員の健康と品格を保つことのできる職場環境を提供する。
- 従業員とのコミュニケーションにおいては誠実を旨とし、法的及び競争上の制約を受けない限り情報を公開してそれを共有するよう努める。
- 従業員の提案やアイデア、要請、不満に耳を傾け、可能な限りそれらを採用する。
- 対立が生じた際には誠実に交渉を行う。
- 性別、年齢、人種、宗教などに関する差別的な行為を防止し、処遇と機会の均等を保証する。
- 障害者の人々を真に役立つことのできる職場で雇用するよう努める。
- 従業員を職場において防ぎうる傷害や病気から守る。
- 適切で他所でも使用できる技能や知識を従業員が習得するよう奨励し支援する。
- 企業の決定によってしばしば生じる深刻な失業問題に注意を払い、政府並びに被雇用者団体その他関連機関並びに他の企業と協力して混乱を避けるよう対処する。